

2021年6月25日

お客さま各位

西日本シティ銀行

## 「リバースモーゲージ保証委託約款」改定のお知らせについて

当行は、保証会社である九州総合信用株式会社が、当行商品「NCB リバースモーゲージ 輝く明日へ」の「リバースモーゲージ保証委託約款」（以下「本約款」）を改定することとなりましたので、本約款第13条および民法が定める定型約款の変更の規定に基づきお知らせします。

記

### 1. 保証会社

九州総合信用株式会社

### 2. 改定内容

#### （1）第5条（求償債務の履行）第1項

変更前	変更後
<p>1. 前条により保証会社が銀行に保証履行した場合、借主は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。</p> <p>① 前条により保証会社が保証履行した額。</p> <p>② 保証会社が保証履行のために要した費用の総額。</p> <p>③ 上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌日から借主が保証会社へ求償債務の履行完了する日まで、年14.6%の割合による遅延損害金。</p> <p>ただし、相続の開始に伴って、前条により保証会社が保証履行した場合は、上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌年応答日から借主が保証会社へ求償債務の履行完了する日まで、年14.6%の割合による遅延損害金。</p> <p>④ 保証会社が借主に対し、上記①②③の金額を請求するために要した費用の総額。</p>	<p>1. 前条により保証会社が銀行に保証履行した場合、借主は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。</p> <p>① 前条により保証会社が保証履行した額。</p> <p>② 保証会社が保証履行のために要した費用の総額。</p> <p>③ 上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌日から借主が保証会社へ求償債務の履行完了する日まで、年14.6%の割合による遅延損害金。</p> <p>④ <u>ただし、相続の開始に伴って、前条により保証会社が保証履行した場合は、上記①の金額に対する保証会社による弁済日から翌年応当日迄の間は、上記③の遅延損害金利率による遅延損害金の支払は免除され、借主の相続開始時における原契約に定める利率で計算した利息相当額のみを支払います。なお、2021年7月31日以前に契約した場合は、上記①の金額に対する保証会社による弁済日の翌年応当日から借主が保証会社へ求償債務の履行完了する日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。</u></p> <p>⑤ <u>保証会社が借主に対し、上記①②③④の金額を請求するために要した費用の総額。</u></p>

(2) 第13条（保証委託約款の変更）第2項

変更前	変更後
2. 前項による本約款の変更は、変更後の約款の内容を、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとしします。	2. 前項による本約款の変更は、変更後の約款の内容を、 <u>銀行または保証会社</u> がインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとしします。

3. 効力発生日

2021年8月1日（日）

※改定後のリバースモーゲージ保証委託約款全文は、当行ホームページ規定一覧からご覧いただけます。

<ホームページ規定一覧> [https://www.ncbank.co.jp/teikei\\_yakkan/](https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/)

以 上